

令和4年 第3回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 令和4年3月1日(火)
10時00分から11時00分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者 (4名)
教育長 登 藤 和 哉
教育委員 大 塚 保 男
教育委員 粥 川 一 芳
教育委員 鈴 木 桃 子
- 4 出席職員 (16名)
教育部長 山 田 一 志
教育部次長 石 川 誠
指導主幹 相 澤 要
指導主幹 稲 村 和 典
指導参事 吉光寺 勝 己
学務課長 宮 本 栄 一
学務課主査 佐 藤 亮
学務課主査 大 山 晋 作
学校教育課長 池 田 卓 也
学校教育課主幹 堀 込 美 穂
学校教育課主査 高 津 寛 人
生涯学習課主査 恒 川 敦 史
中央公民館長 新 堀 光 行
西公民館長 田 村 康 行
東公民館長 福 原 義 人
図書館長 堺 啓
- 5 議事日程
議案第1号 別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について
議案第2号 別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号 令和3年度教育費予算の補正について
議案第4号 令和4年度教育費予算について

－【開 会】－

教育長
(登藤和哉君)

ただいまから、令和4年第3回の教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は4名です。

別海町教育委員会議規則第5条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたりまして私から一言ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

本来ならば、この時期に教育委員の皆様には、幼稚園の卒園式、あるいは小中学校の卒業式などに御出席をいただき、子供たちの門出を祝ってもらう時期でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係上、時間短縮等による開催方式の工夫により、来賓の出席を3年連続で控えていただくこととなりました。

とても残念でございますが、卒業式等の儀式的行事のあり方や制度について議論する良い機会ととらえまして、今後に生かしたいと考えているところでございます。

このような状況下ではありますが、子供たちにとって非常に印象深いものになると、捉えておりますので、将来に生かされるものと信じております。

また、入学式につきましても、現状では対策が実施されることと予想されますが、子供たちの安全のため、徹底した対策を講じていきたいと思っておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日の日程に入ります。

よろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは日程第2前回会議録の承認に入ります。

令和4年第2回の会議録につきまして、事前に各委員の皆様には事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたらお受けしたいと思っております。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、第2回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

教育長
(登藤和哉君)

次に、日程第3報告に入ります。

2月9日に開催をいたしました第2回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について事務局から報告をお願いいたします。

教育部長
(山田一志君)

それでは2月9日に開催されました、第2回教育委員会議以降本日までの主な行事や実施事業等について、お配りの資料により御報告いたします。

2月9日、別海町中央公民館で、第53回別海町書初め展の審査、これは児童生徒の分ですが、審査が行われ、教育長が審査員として審査を行っています。

同日、開催予定でありました定例校長会議につきましては書面会議に変更されています。

2月12日、別海町マルチメディア館で北京冬季オリンピックに出場する、別海町スポーツ選手の合同応援会、内容的にはスケート少年団の合同の応援会という形ですが、これに教育長及び関係職員が出席をしております。

また翌日13日、同じく北京冬季オリンピックに出場する、スポーツ選手の合同応援会、こちらが女子500メートル、郷選手の応援が行われ、教育長及び関係職員が参加をしております。

16日、第5回根室管内市町教育委員会教育長会議がZOOMにより開催され教育長室から教育長が出席をしております。

17日開催予定の定例教頭会議につきましては、書面会議に変更されています。

18日に、別海町マルチメディア館で北京冬季オリンピックに出場する、別海町スポーツ選手のスケート少年団の合同応援会が開催され、この日は男子の1,000メートル競技があり、こちらに教育長及び関係職員が参加をしております。

21日に、第22回新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡協議会が開催され、教育長及び教育部長が出席をしております。

22日、第1回全員協議会が開催され、教育長及び関係職員が出席をしております。

24日、図書館で第2回図書館協議会を開催し、教育長が出席をしております。

28日、第2回全員協議会が開催され、教育長及び関係職員が出席をしております。

また同日、生涯学習センターみなくるの完成視察会を行いまして、教育長を初め、町理事者、町議会議員、それから教育委員会関係の委員及び関係職員が参加をしております。

月が変わりまして、本日、第3回の教育委員会議の開催となっております。

以上です。

－【議 事】－

教育長
(登藤和哉君)

それではこれから日程第4議事に入ります。

議案第1号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

中央公民館長
(新堀光行君)

それでは議案第1号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書は、1ページから6ページになりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

それでは、議案資料の1ページをお開きください。

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の概要についてです。

最初に、1、条例の趣旨及び経緯です。

令和元年度から建設工事を進めてまいりました別海町生涯学習センターでございますが、このほど、2月10日に工事の完成検査が完了し、令和4年4月1日から新たに開設されることに伴い、設置や管理について定めた本条例を、新たに制定するものです。

次に、条例の概要です。

条例の構成についてですが、(1)第2条から第4条までは、別海町生涯学習センター設置及び名称等に関することを規定しています。

(2)第5条から第6条までは、別海町生涯学習センターの管理及び運営者や職員に関することを規定しています。

(3)第7条から第20条までは、別海町生涯学習センターの使用許可及び使用料、使用の取り消し、行為の禁止等を規定しています。

次に、3、施行日ですが、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

それでは、議案本文説明申し上げますが、囲みの解説に基づき御説明いたします。

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例第1条、目的については、生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の目的について規定しています。

第2条、設置では、2ページにかけまして生涯学習センターを設置する目的について規定しています。

第3条、付帯施設では、今後改修工事を計画しています現在のマルチメディア館を、別海町青少年プラザに名称変更し、別海町生涯学習

センター付帯施設として規定しています。

第4条、名称及び位置では、生涯学習センター及び付帯施設の名称と位置について規定するもので、位置はそれぞれ建物の所在地番を規定しています。

第5条、管理及び運営では、生涯学習センターの管理及び運営者が町教育委員会であることを規定しています。

第6条、職員では、生涯学習センターの職員配置について規定しています。

3ページをお開きください。

第7条、使用の許可と、第8条、使用の制限では、生涯学習センターの使用許可や制限について規定をしております。

第9条、使用料から第11条、使用料の返還では、4ページにかかまして、生涯学習センターの使用料及び、その減免と返還について規定しています。

第12条、目的外使用の禁止では、生涯学習センター使用者は許可された使用目的外で使用を禁止することを規定します。

第13条、使用の停止または取り消しでは、町教育委員会は、生涯学習センター使用者に、使用停止と使用許可の取り消し、及び使用許可の条件を変更できることについて、規定しています。

第14条、特別設備等の制限では、5ページにわたって、生涯学習センター使用者が備付け以外の器具を持ち込み使用するときには、町教育委員会の許可を受けることについて規定しています。

第15条、原状回復では、生涯学習センターの使用を終えたときは原状に回復し、使用を終えることを規定しています。

第16条、損害賠償では、生涯学習センターの使用者が、建物や装備を毀損または滅失したときには、賠償することを規定しています。

第17条、職員の立ち入りでは、生涯学習センター使用者は、別海町生涯学習センター職員が使用中の部屋への入室を拒むことができないことを規定しています。

第18条、入場の制限では、生涯学習センター職員は、管理上適当でない者の入場拒否または退場させることができることを規定しています。

第19条、行為の禁止では、生涯学習センターでは営利を目的とした物品の販売や寄付の要請を行うことができないことを規定します。

第20条、委任では、本条例に関し必要な事項は町教育委員会規則に定めることを規定しています。

続きまして附則では、7ページにかかまして、本条例の施行期日の

ほか、施行の際に必要な事項を規定しています。

第1項では、本条例の施行期日を定めており、条例の効力が発生する日は、令和4年4月1日とすることを規定しています。

第2項は、本条例の施行に合わせて、別海町マルチメディア館条例、平成11年別海町条例第8号が不要となることから、廃止する旨を規定しています。

最後に、別表第1についてですが、8ページにかけまして、第9条第1項に規定する生涯学習センター及び、付帯施設となる青少年プラザ、旧マルチメディア館の使用について定めた表になります。

第1号では、生涯学習センターの各諸室1時間当たりの使用料を、第2号では、青少年プラザ、旧マルチメディア館の各諸室1時間当たりの使用料金を規定しています。

また、青少年プラザのみ暖房料を設定してございますが、センターの暖房につきましては、役場庁舎と同じく、蓄熱式空調システムを採用しており、施設の性質上、年間を通じて空調が稼働するため、時期的な暖房料金を加算せず、使用料の中に経費を含んで算出しています。

なお、8ページ最下段の付記で、暖房料の徴収期間を定めています。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

ただ今、議案第1号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局説明をお願いいたします。

中央公民館長
(新堀光行君)

7ページをお開き願います。

それでは、議案第2号別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例については、本町の、中央、西、東公民館を1つの条例で規定しており、今回の改正は、先ほどの議案第1号生涯学習センター設置及び管理等に関する条例とも関連がありますが、4月から開設する、

別海町生涯学習センター内に中央公民館を置くことに伴い、必要な改正を行うものです。

議案書は、7ページから10ページになりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の9ページをお開きください。

別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右が改正前、左が改正後の条例で下線部が改正箇所です。

まず、改正後で申し上げます。

第2条第1号から3号まで、各公民館の名称及び位置を規定しておりますが、このうち第1号の別海町中央公民館の位置を、別海町別海旭町149番地1、別海町生涯学習センター内と改めるものです。

第13条では、使用料について規定しておりますが、前納としていたものを実態に合わせて、今までは前納としていましたが、公民館への支払いを、事後に納入することが多かったことから、納入に改めるものでございます。

続きまして、第19条、適用除外では適用除外の規定を追加するもので、中央公民館の使用に当たりましては、本条例の第11条、使用の制限、12条、使用の停止または取り消し、13条、使用料、14条、使用料の返還、15条、使用目的の変更等の禁止、16条、特別な設備等、17条、原状回復、18条、賠償責任を適用せず、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の規定を適用することを規定するものです。

次のページをお開きください。

第20条は、19条の追加による繰り下げでございます。

規則で定める規定に改めるものです。

続きまして、別表第1でございます。

別表第1については、中央公民館の使用料が、第19条の規定により、生涯学習センターの使用料が適用されますので、1号を削除し、2号以下、別海町を加え、繰り上がります。

また、第3号、機器等備品使用料、第2項、暖房料の徴収では12ページにわたり、施設名を明確に規定するものです。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

説明については、以上でございます。

ただいま議案第2号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

(「なし」の声あり)

御質問がなければ採決をさせていただきます。
議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

教育長
(登藤和哉君)

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第3号令和3年度教育費予算の補正について事務局説明をお願いいたします。

教育部長
(山田一志君)

議案書の11ページになります。

議案第3号令和3年度教育費予算の補正について、私から概要及び合計額のみ申し上げます。

令和3年度3月補正につきましては、ほとんどの予算が事業の確定、それから執行残及び精査等に伴う減額補正が主なものとなっていますので、それらについては説明を省略させていただきます。

別冊資料の令和3年度教育費予算3月の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

歳入では、2ページ最下段の合計額、教育委員会歳入全体で、6,051千円の増額補正となっております。

次に、歳出ですけれども、3ページをお開きください。

この3ページから12ページにかけて、12ページの下段の合計額を申し上げますと、教育委員会歳出全体で、17,941千円の減額補正となっております。

合計額申しあげましたので、この後、所管のほうから執行残及び精査等以外の理由による補正を中心に説明させますのでよろしく願いいたします。

以上で私の説明を終わります。

学校教育課主査
(高津寛人君)

それでは、議案第3号令和3年度教育予算の補正、学校教育課要求分のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業に関連する部分について説明いたします。

資料、令和3年度教育費補正予算、2ページをお開きください。

上段が本事業関連分になります。

歳入です。

16款2項1目総務管理費補助金の教育支援体制整備事業費交付金については、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金の事業費確定に伴い、24千円の減額としております。

続きまして、同日学校保健特別対策事業費補助金については、国の補正予算による、学校等における感染症対策等支援事業の追加に伴い、7,425千円の増額を計上しております。

学校等における感染症対策等支援事業につきましては、各学校が感染症対策等を講じる取り組み及び、児童生徒の学びを保障するための取り組みを実施するに当たり、校長の判断で、迅速かつ柔軟に対応できるよう支援することを目的とした事業であり、補助対象経費は、児童生徒数300人以下の学校が900千円で15校、300人以上の学校が1,350千円で1校となっております。

補助率につきましては2分の1となっており、残りの2分の1につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の充当を予定しております。

なお、本事業に係る予算につきましては、令和4年度に全額繰り越しを予定しております。

次に歳出です。

3ページをご覧ください。

下段が、本事業関連分になります。

2款1項17目、新型コロナウイルス感染症対策事業の小中学校等対策経費です。

需要費9,910千円の増、役務費470千円の増、及び備品購入費4,350千円の増につきましては、学校等における感染症対策等支援事業に係る感染症対策用品の購入等の増額分となり、令和3年度事業費確定分を差し引いた額として計上しております。

続きまして、負担金補助及び交付金3,527千円の減につきましては、教育旅行の感染症対策実施に伴う増額分及び、緊急事態宣言等を踏まえた期日延期に伴う増額分の調整を行った、別海町立小中学校児童生徒教育旅行支援事業補助金の事業費確定による減額分を計上しております。

以上で、内容説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

ただいま、議案第3号の内容説明が終わりましたので、御質問があればお受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ採決をさせていただきます。

議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第4号令和4年度教育費予算について事務局説明をお願いいたします。

教育部長
(山田一志君)

それでは、議案第4号令和4年度教育費予算について、私から概要について御説明いたします。

別冊資料、令和4年度教育費予算、1ページをお開き願います。

まず、歳入です。

予算科目は款の欄及び、項の欄で、金額は見積額の欄で説明をいたします。

13款、分担金及び負担金84,264千円は、学校給食費の負担金です。

14款、使用料及び手数料3,139千円は、各公民館、生涯学習センター等、教育施設の使用料です。

15款、国庫支出金101,738千円は、主にスクールバスの購入事業3,750千円、それから町指定文化財保護、町指定文化財保存整備事業8,829千円、奥行地区文化財保存整備事業3,380千円、生涯学習センター整備事業79,146千円に伴う補助金で、対前年比で、1,216,489千円の大幅な減額となりましたのは、生涯学習センター整備事業の建物本体の完了に伴うものです。

16款、道支出金、25,296千円は、2項、道補助金で、24,826千円、この道補助金につきましては、主に指定文化財保存整備事業、奥行地区文化財保存整備事業、学校家庭地域連携協力推進事業、そして西春別スケートリンク整備事業に伴う補助金であります。

また3項、道委託金470千円につきましてはソーシャルワーカーの委託費となっています。

17款、財産収入7,133千円は、教員住宅使用料が主なものとなっております。

21款、諸収入16,757千円は、3項の貸付元利収入8,780千円が奨学金の償還金で、対前年度比1,152千円の減額となっておりますのは償還者の減、45名から35名の減によるものです。

同じく、5項雑入7,977千円は、幼稚園副食費、それから牛乳給食費助成金及び、スポーツ振興くじ助成金が主なものとなっております。

次に2ページをお開きください。

22款、町債93,200千円につきましては、別海中央小、それから中春別小の高圧気中負荷開閉器取替工事、それからスクールバス購

入事業、それから上風連中学校、中西別中学校の高圧気中負荷開閉器取替工事、そして西春別温水プール整備事業に伴う町債で対前年比、58,900千円の増額となっております。

以上を歳入合計で331,527千円となっております。

対前年比では1,162,329千円の減となっております。

次に、3ページ、歳出です。

予算科目は項及び、目の欄で、金額は要求額の欄で説明をいたします。

2款1項総務管理費、16目の諸費43,430千円、こちらにつきましては、別海高等学校教育支援事業に係る予算であります。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、ゼロになっていますが、こちらにつきましては、公民館で実施しておりました乳幼児母親家庭学級、すくすく事業に係る予算が、次年度から福祉部の事業に統合し、移管されることから、予算額がゼロとなっております。

次に10款、教育費1項1目、教育委員会費4,209千円、2目、事務局費6,328千円、3目、教育指導費17,175千円、こちらは前年比1,594千円の増額となっておりますが、レッツチャレンジ学習支援事業1,470千円の増が主な理由です。

4目、奨学金9,000千円、それから次に2項、小学校費1目学校管理費110,713千円、こちらは前年比6,748千円の減額となっておりますが、小学校設備整備事業の減、各学校の事務経費の増が主な理由です。

2目、教育振興費17,089千円、こちらは前年比1,020千円の増額となっておりますが、各学校活動経費の増額が主な理由です。

3目、通学対策費129,652千円、こちらは27,491千円の増額ですが、スクールバス運行経費4,239千円、スクールバス購入事業23,252千円の増が主な理由です。

4目、学校建設費、9,503千円、こちらは増額となっておりますが、小学校改修事業の増によるものが主な理由です。

続いて、3項中学校費、1目学校管理費105,811千円、2目、教育振興費18,046千円、こちらは1,899千円の増となっておりますが、就学援助に係る経費の増が主な理由です。

3目、通学対策費51,096千円、こちら10,657千円の減となっておりますが、スクールバス購入事業の減が主な理由です。

続いて、4項の幼稚園費、1目幼稚園管理費18,072千円、こちらは1,690千円の増となっておりますが、園舎等の補修工事請負費の増が主な理由です。

2目、教育振興費、5,047千円、続きまして4ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費37,733千円、こちらは18,232千円の増となっておりますが、奥行地区文化財保存整備事業10,736千円、町指定文化財保存整備事業9,640千円の増が主な理由です。

2目、生涯学習推進費942千円、3目、生涯教育学習費1,003千円、4目、青少年教育費9,172千円、こちら3,443千円の増となっておりますが、友好都市少年少女ふれあいの翼事業は、隔年で訪問の受け入れを行っている事業であり、次年度は訪問のため、増となっています。

5目、中央公民館費5,400千円、こちらは14,986千円の減額となっておりますが、生涯学習センターの開設により予算科目が変わるもので、解体撤去事業に係る設計委託費のみ、こちらで予算計上しております。

6目、東公民館費、11,931千円、こちらは1,081千円の増となっておりますが、運営経費の増が主な理由です。

7目、西公民館費13,086千円、8目、図書館費114,684千円、82,283千円の増となっておりますが、図書館整備事業80,877千円、それから業務用システム機器の更新事業2,791千円の増が主な理由です。

9目、郷土資料館費5,167千円、10目、生涯学習センター費224,973千円、こちら、1,609,368千円の大幅な減となっておりますが、歳入でも説明したとおり、建物本体工事の完了によるものが主な理由です。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費119,730千円、こちら28,941千円増となっておりますが、西春別スケートリンク整備事業23,000千円、体育施設管理経費6,471千円の増額などが主な理由です。

次に、2目、学校給食費206,485千円、3目、へき地学校保健管理費12,762千円、4目、総合スポーツセンター費125,923千円、こちらは27,168千円の減となっておりますが、実施する事業量の減が主な理由です。

5目、パイロットマラソン大会費8,855千円、1,355千円の増となっておりますが、コロナ対策等により補助金を増額することによるものです。

6目、学校開放事業100千円、以上、総務費、民生費及び教育費を合わせまして、1,443,117千円の予算となっております。

前年と比較いたしますと、1,492,397千円の減となっております。

続きまして、5ページをお開きください。

令和4年度教育委員会が実施する事業につきまして、主なものを御説明します。

まず、5ページ1段目です。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、スクールバス購入事業1,888千円、小学校児童用図書整備事業2,424千円、それから、中学校生徒用図書整備事業2,968千円につきましては、予算上、総務費となりますが、合わせまして17,280千円の事業となっております。

スクールバス購入事業につきましては、老朽化したひとみ4号を更新するものです。

また、小中学校の児童生徒用図書整備につきましては、充足率が100%となるまでの間、本交付金により整備を進める予定です。

次に、5段目です。

別海高等学校教育支援事業45,088千円です。

教育委員会関係では7つの事業となりますが、毎年度、別海高校とも協議をしまして、事業の見直しを行っております。

次年度は、新たにタブレット購入助成事業を加え、通信衛星授業補助事業を廃止いたしました。

こちらの事業も、予算科目は総務費となります。

続きまして、6ページの2段目をごらんください。

Let's Challenge学習支援事業3,260千円です。

こちらにつきましては令和2年度から始めた事業ですが、次年度は、漢検、英検、算数数学検定料の助成に加えまして、タブレット学習ドリルにかかる経費を加えております。

6段目と9段目、小学校と中学校の設備整備事業2,833千円と2,867千円、こちらにつきましては、別海中央小、中春別小、上風連中、中西別中の高圧気中負荷開閉器が、耐用年数を迎えることから交換するものです。

続いて7番目、スクールバス購入事業23,252千円、こちらにつきましては文科省の補助を活用し、老朽化したひとみ14号中型車を更新するものです。

続きまして7ページをお開きいただきます。

1段目、町指定文化財保存整備事業9,640千円、こちらにつきましては町指定の文化財保存活用地域計画策定業務を委託するもので

す。

次2段目、奥行地区文化財保存整備事業10,736千円、こちらは奥行臼史跡公園整備に向け、今年度の基本構想策定に引き続き、基本計画策定の業務を委託するものであります。

次に6段目、宮舞町湿原保護事業1,595千円、こちらは全国的に希少とされているムセンスゲの群落が発見されたことに伴い、保護に向けた対策を行うものです。

7段目、地域おこし協力隊推進事業2,525千円、こちらは奥行臼史跡公園整備に向け、地域おこし協力隊員を活用して進めようとするものであります。

次に下から2段目、図書館整備事業は80,877千円、こちらは館内の照明設備のLED化及び換気機能を備えた空調設備への改修を行うものです。

続いて8ページ、2段目から7段目にかけては、生涯学習センターに関連する事業となります。

2段目、生涯学習センター整備事業110,936千円、こちらにつきましては施設の南側の駐車場を含む外構工事となります。

これにより、全ての工事が完了することになります。

3段目、生涯学習センター備品購入事業41,864千円、これは、みなくるに置くピアノ等の購入事業であります。

この備品購入により、予定している備品の整備がほぼ完了いたします。

4段目、生涯学習センターホワイエ図書等整備事業1,524千円、5段目、生涯学習センター落成記念式典事業2,990千円、6段目、マルチメディア館再整備事業952千円、こちらは4月から、みなくるの付帯施設となる青少年プラザ、旧マルチメディア館の利活用について、利用のメインとなる中高生を中心に、検討を進めるための経費であります。

次に、7段目、地域おこし協力隊推進事業2,329千円、こちらはマルチメディア館の再整備に向け、地域おこし協力隊員を活用して進めようとするものであります。

次に下から3段目、西春別スケートリンク整備事業23,000千円、こちらにつきましては、リンク製氷機の車庫、それからボイラーの設置につきまして補助をするものであります。

以上を抜粋して説明をさせていただきましたが、全部で48事業、前年比でいきますと13事業の増になっておりますが、事業費合計額につきましては487,441千円となっております。

令和4年度教育予算と事業の概要については以上ですが、この後質問につきましては、各所管のほうから説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

教育長
(登藤和哉君) ただいま議案第4号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

教育委員
(鈴木桃子君) 何かありませんでしょうか。

学校教育課長
(池田卓也君) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の小学校児童用図書整備事業と中学校生徒用図書整備事業について、図書の充足率が100%ではないという話がありましたが、小中学校の図書室の充足率が100%を超えたら、どのような事業整備を進めていくのか、お考えがあれば聞かせてもらいたいと思います。

教育部長
(山田一志君) 今のところ令和6年度に100%になる予定で事業を組んでいます。それ以降につきましては、古い図書や、使えなくなった図書もありますので、順次更新していくような形で、古い本を廃棄し、新しい本を毎年少しずつ入れるような形で100%を維持しようと考えています。

補足ですけれども、先ほど私のほうの説明で申し上げた充足率は、池田課長のほうから説明があったとおり、毎年度古い本を除き、新しい本を入れてというような作業を行いまして、この間も継続してやってきた事業ではありますが、これまでは、町の単独費、一般財源を使って整備を行っていました。この整備について、防衛の調整交付金が使えとなりましたので、当面はその整備を加速的に早めて進めるために、補助事業を活用しております。

100%になった時点で、補助ではなく、町の一般財源で整備を継続していきます。

ちょっと早目に進めるという意味で、今この補助事業を活用して整備を行っている状況と理解をしていただければと思います。

以上です。

教育委員
(鈴木桃子君) 学校の視察とかで図書室を見させてもらいましたが、管理の仕方、貸し借りがまだ図書台帳に手書きするスタイルになっていて、データ化とかIT化が進んでいる教育の中で、図書室だけが置いてきぼりな感じがして、整備交付金事業で整備できるのであれば、バーコードで図書館のように検索するシステムとかを導入して、別海町の図書館とも行き来できるとか、図書館にはないけどこの学校にはあるというようなシステムも町の小中学校の図書室でできたら、もっとよく活用されるのではないかと思ったので、検討してもらいたいなと思いました。

学校教育課長
(池田卓也君) 現在システムにつきましては、上西春別中学校におきまして貸し借りのシステムを入れていますが、結構高価なものですので、費用対効果等を見ながら学校にそのシステムを入れたり、また図書館との連動も検討していきます。

教育長
(登藤和哉君) 以上です。

教育長
(登藤和哉君) その他何かありませんでしょうか。

教育長
(登藤和哉君) それでは、御質問がなければ採決をさせていただきます。

教育長
(登藤和哉君) 議案第4号について原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

教育長
(登藤和哉君) 異議はないようですので、議案第4号について原案のとおり可決することといたします。

教育長
(登藤和哉君) それでは議事についてはすべて終了しましたので、日程第5その他の方に入ります。

学校教育課長
(池田卓也君) 事務局から何かありませんでしょうか。

学校教育課長
(池田卓也君) A L T、英語指導助手の関係について報告させていただきます。

学校教育課長
(池田卓也君) 2名から4名体制とした英語指導助手ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で2名が退職し、その後、その影響で来日することができず、現在2名体制で行っております。

教育長
(登藤和哉君) 今般、2名のうち1人が、来日することができるという報告がありましたので、お知らせします。

教育長
(登藤和哉君) 3月6日に南アフリカ共和国のほうから来日することが決定しております。

教育長
(登藤和哉君) 来日してからホテルに滞在し、オリエンテーション等を行いながら、3月10日に来町する予定です。

教育長
(登藤和哉君) 3月10日に来町しましても、そのころは学校に授業等もそんなにありませんので、現A L Tと一緒に学校を回りながら本格的に活動するのは、来年度4月以降になる予定となっております。

教育長
(登藤和哉君) また、もう1人のA L T英語指導助手につきましては、イギリスの男性の方ですが、4月以降ということで、現在報告が来ている状況です。

教育長
(登藤和哉君) ただいまの説明で何かお聞きしたい点等あればお受けしたいと思います。

教育委員
(大塚保男君) この2名は以前に来ていた人と関係ないのですか。

教育委員
(大塚保男君) 同じ人ですか。

学校教育課長
(池田卓也君)
教育長
(登藤和哉君)
教育長
(登藤和哉君)
教育長
(登藤和哉君)

全く別な方です。
新たな人材となります。
その他事務局から何かありませんでしょうか。
(「なし」の声あり)
委員の皆様方からその他何かないでしょうか。
(「なし」の声あり)
それでは、以上で本日予定していました案件全て終了でございます。
これをもちまして、第3回教育委員会議を閉会いたします。
皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－